

【キャッシュレス導入をご検討の方】

タブレット導入、Wi-Fi環境整備に対し 経費の一部を補助します!!

期間延長

補助上限額 5万円
(1事業者あたり)

※申請期間内でも、予算に達した時点で終了。

キャッシュレス化
で業務効率UP!!



タブレットがあれば、キャッシュレス決済導入時に便利な店舗管理用アプリを使用できます。

※インターネットを使用できる環境が必要です。

補助対象者

下記(1)から(3)の全てに該当する事業者

- (1) 山口市内に事業所等を有する事業者
- (2) 令和3年度 エール! やまぐちプレミアム共通商品券取扱店
- (3) 山口県央商工会、徳地商工会、山口商工会議所いずれかの会員事業所

申請期間

令和3年8月2日(月)～10月31日(日) ※消印有効

※申請は、1事業者1回限りで先着順とし、申請期間内でも予算に達した場合は終了となります。予めご了承ください。

期間延長

補助対象事業

令和3年6月15日から12月28日の間に下記(1)、(2)に対して支出した費用(一括払いのみ、分割払い不可) 【実績報告書提出期限】12月28日(火)必着

- (1) タブレット購入費(新品本体のみ、付属品は対象外、複数台購入可)

対象機種: iOS 9.3以上、Android 4.4以上

- (2) Wi-Fi環境整備費

- ・Wi-Fiルーター購入費(新品のみ、複数台購入可)
- ・工事費

【対象とならない経費(一例)】

- ・自社および系列会社(役員の重複等)からの購入
- ・工事費のみ
- ・ケース、タッチペンなどの付属品

期間延長

補助率

- 補助率 4/5 山口市内に本社を有する事業者から購入した場合

- 補助率 1/3 本社が山口市外の事業者から購入した場合

※Wi-Fi環境整備費のうち、工事費の補助率は市内・市外の事業者を問わずタブレット、Wi-Fiルーター本体の補助率を適用

補助金額

補助対象事業の総額(税抜)に上記補助率を乗じた金額
(100円未満切り捨て。1事業者あたり最大5万円)

【申請に関する問合せ先】 ご所属の団体にお問合せください。

- 山口県央商工会 ☎ 0836-65-2129 山口市阿知須4233-31
- 徳地商工会 ☎ 0835-52-0026 山口市徳地堀1817
- 山口商工会議所 ☎ 083-925-2300 山口市中市町1-10

※お電話による受付は、
平日の9時～17時になります。

申請者

申請者は補助対象者となります。

申請書類

【申請受付期限】

10月31日(日) ※消印有効

以下の書類を提出してください。

- (1) キャッシュレス化促進補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 購入先からの見積書等（金額および製品型番の分かるもの）
- (3) 購入先事業者の国税庁法人番号サイトの企業情報ページ
（個人事業主の場合は顔写真付身分証明書または住民票）の写し
- (4) 1から3までに掲げるもののほか、事務局が必要と認める書類

※補助金交付申請書は、山口商工会議所、山口県央商工会、徳地商工会の窓口にお越しいただくか、山口商工会議所のホームページからダウンロードしてください。

補助金交付までの流れ

申請

書類審査

交付決定

実績報告・請求

額の確定・支払

実績報告・請求

- (1) キャッシュレス化促進補助金実績報告書兼請求書（様式第2号）
- (2) 補助事業の支払を証する書類（下記①～③の写しをすべて提出）
 - ①請求書等（金額および製品番号の分かるもの）
 - ②領収書または振込の控え
 - ③通帳の見開きページ
- (3) その他、事務局が必要と認める書類

【提出期限】

12月28日(火) 必着

留意事項

- (1) 国・県・市等で交付を受けた対象経費は対象になりません。
（対象経費が重複していなければ併用は可能）
- (2) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (3) 受付期限後における申請書類の差し替えおよび再提出は認めません。
- (4) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とします。
- (5) 申請書類に不備がある場合は受付できません。
- (6) 申請書類は返却いたしません。

申請書類・実績報告書類提出先

事務局に郵送、またはご持参ください。

【事務局】〒753-0086 山口市中市町1-10
山口商工会議所 企画推進課
TEL：083-925-2300
FAX：083-921-1555